

## 経営事項審査制度の改正に伴う淡路広域水道企業団における格付の取扱いについて

平成23年4月1日より建設業法施行規則の改正に伴い、経営事項審査の制度が改正されます。今回の改正により、同一の決算内容から算出される経営事項審査の総合評定値が改正前のこの値と比較し変動する可能性があり、また、改正前と改正後の値が混在することは、入札参加資格者の資格格付について格差を生じることとなるため、淡路広域水道企業団では、次のとおり取り扱うこととしますのでご注意ください。

### 【平成22・23年度】

#### 一 受付済の場合一

現在提出していただいています経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書（以下「通知書」という。）に記載されている総合評定値（P値）を用いて格付けを行います。当該年度中に改正後の経営事項審査制度による申請をおこなった場合でも、改正前の審査によるP値を用いて格付けを行います。

なお、制限付き一般競争入札においては、有利な経営事項審査の結果を有していることを確認するため、当該年度中に経営事項審査の申請をし、通知書を受けた場合は必ず、速やかにその写しを提出するようにしてください。

#### 一 追加受付の場合一

入札参加資格審査申請書に有効な通知書の添付を求めますが、改正後の審査による通知書を提出する場合は、改正前の審査基準で有効であった最新の通知書を併せて添付してください。格付けはこの日において有利であるP値を用いて行います。

### 【平成24・25年度】

改正後の審査基準による通知書のP値を用いて格付けを行います。

直近の通知書の基準受付の申請時点で有効なものであっても、改正前の審査基準によるものである場合には、申請を受けつけることができないこととなります。

したがって、改正前の通知書のみをお持ちの方は、再審査を受けていただき、以下の期間に改正後の審査による通知書の写しを提出していただけますようお願いします。

（提出期間）平成24年2月上旬～平成24年2月下旬 予定

注）有効な通知書を提出されない場合は、格付けを行わない場合がありますので、ご注意ください。